

藤沢・村岡地区に立地する「湘南」

山田健太の「ジャーナリズム」時評

4月の記事から

デジタル化の大波が押し寄せる中、報道機関の活動の必要性は高まっていると言っているだろう。まさに新聞の存在価値そのものでもある。こうしたジャーナリズムのありようを専修大学教授の山田健太さんに、日々の紙面を通じ論評してもらおう。(次回からは毎月第3水曜日掲載)

選挙の際、報道機関には重要な社会的役割が制度上定められている。新聞やテレビは、それに応えようと多くのヒト・モノ・カネを投入してきた。その結果が、私たちの目にする紙面や番組であるが、果たしてそれらは本来の役割を果たしているか。

「原則禁止」

選挙期間中（公示から投票日の前日まで）と投票日は、表現の自由に関し、特別なルールが適用されている。この間の表現活動の主体（さまざまな表現行為をする主体）は2人で、その1人は立候補者だ。選挙カーで名前を連呼したりポスターを張ったりといった表現行為を、まとめて「選挙運動」と呼んでいる。そしてもう1人の主役が報道機関で「選挙報道」と呼ばれている。この二つが相まって、有権者に必要十分な政治選択のための情報を届けることができるといわれる。



山田健太 専修大学教授・ジャーナリズム研究。早稲田大学大学院で放送批評研究会、自由人権協会、情報公開研究会、個人情報保護世田谷区情報委員会など、各種審議会「法と放送法と権力」「見第3版」「放送法と権力」「見第3版」から「言論の自由」「見第3版」から「言論の自由」(監修)。

もちろん憲法は表現の自由を保障している。誰でも、いつでも、好きな場所で、好きな方法で、好きなことを言えることを保障してきている。ただし選挙に当たっては、公正な選挙の実現という重要な「国益」を守るために、一定の制限をすることを認めてきている。その結果として日本の場合、現行の選挙制度が確立した戦後、選挙運動を「原則禁止」として、立候補者が総じて量的に平等な表現活動をする中で、公正さを実現しようとしてきた。

そのうえで、公設のベニヤのポスター掲示板において、決められた番号の場所にポスターを張ることや、選挙管理委員会が配布したシールを添付したものに限り、投票依頼のはがきを出すことなど、極めて限定的に認められてきている。これらは、資金量の多寡にかかわらず平等な選挙運動を実施するための知恵であったということだ。

そのかわり、国政選挙などでは「政見放送（経歴放送）」や「選挙広告（選挙公報）」が、公費で賄われていて、候補者情報を伝えるまでが整備されてきた。これまた、平等かつくまなく候補者情報を有権者全員に伝えるための、日本独特の工夫である。

この背景には、日本には「マスメディア」が実質的に存在しているという事実がある。選挙区全域で誰もが簡単に無料でみられるテレビがあるからこそ、政見放送が

成立するわけだ。同様に、ほとんどの家庭で広く定期購読されている新聞だからこそ、公費で選挙広告（候補者PR広告）を出す意味があることになる。

自由の意味

候補者情報を行き渡らせる媒体として特別な役割を担っている新聞だが、むしろ重要なのは「選挙報道」としての社会的任務だ。候補者の選挙活動が厳しく限定されているからこそ、その不足分を埋め、候補者の政策等を十分に有権者（読者）に伝えることが求められている。そのため一般日報紙には、わざわざ公職選挙法で、選挙期間中の報道の自由が認められているのである。

これを受けて本紙でも従来、①選挙区ごとの候補者の優劣など選挙戦の様子を伝える「情勢報道」、②各候補者および所属政党の政策を伝え、分析、論評する「政策報道」を本柱に行ってきたことが、この間の紙面からも伺われる。さらに言えば選挙期間後については、③投票開票の速報と、選挙結果の分析、今後の見通しが三つ目に見られるだろう。

今回の選挙戦においても、本紙の選挙報道はくまなく選挙区をカバーし、質量ともに大変充実したものになっている。そうしたなかでの課題は、とりわけ厚紙に比べて重要な、地方選といわれる県内の首長（県知事・市町村長）や議会選挙において、個々の選挙区の

候補者の是非を判断する情報を提供しきれているかということだ。従来の取材手法である、世論調査や出口調査といった投票行動予測や、選挙区を回ることで得られる記者のいわば皮膚感覚による情勢報道の妥当性ということになる。国政選挙レベルでは実施されている日常的な政治活動の点数化、事件が起きるとなされること、検証など、日々の議員活動をテーマで「見える化」するもまた取材や報道が、むしろ新聞の取材力に期待はされていないだろうか。

それは単に選挙期間中というよりも、日々の地方政治の報し方の課題であるだろう。紙面でも紹介されている横須賀や茅ヶ崎の市民グループの取り組みを紹介することにとどまらず、新聞社自身が候補者一人一人を、きちんと「評価」することが、政治との距離を縮めることにもなる。

歪みの是正

これまでこうした作業は手間がかかるという理由以外にも、選挙期間中の報道の公正さを担保できないなどの理由で敬遠されがちであった。前述の法に、「表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない」と規定されていることに由来する。

しかしむしろ、公正さが害されないように、各候補者の政策（公約）や行動（政治団体との関係）を厳しくチェックすることが必要であって、特定の候補者（それがたとえ現職であっても）のみを批判する結果になることをおそれてはならないだろう。

こうした新聞社の活動は、すでに発生している選挙運動の中での情報の歪みの是正にも役立つはずだ。その歪みの一つがフェイクニュースで、自由化されたネット空間を活用し、候補者のリアル社会における発信量が一定程度限定さ

れていることを逆利用して、虚偽情報を拡散させ、投票行動に影響を与える事態の一部で生まれている。

その典例例は沖縄における首長選挙（名護市長や沖縄県知事選）で、その影響力を危惧した地元新聞やNPO活動によって、ネット上のデマの真偽を判定し、それを選挙期間中に公表（報道）するといった「ファクトチェック」の試みが始まっている。本紙でも、川崎市議選候補者の主張を虚偽と指摘するなどしている。

そしてもう一つが、これも重なり合うポイントだ。とりわけ右利キに対する選挙期間中の差別運動が、神奈川県内のいくつかの選挙区で問題となり本紙で繰り返し記事化された。限定化され守られた言論空間である選挙運動を逆手にとって、ヘイト言説をさも正しい主張のように見せる効果を狙っているようにも見受けられる。

こうしたいわば「選挙ヘイト」は、選挙期間中の表現活動のバランスを損ねから萌す可能性がある。本紙では、この点については通常の公平報道の殻を破って厳しく批判する報道をしているわけで、同じことをその他の政策課題にも拡張することが期待される。

それはまた、日常の取材力に裏打ちされた、新聞ならではの独自の議論設定を可能にするのであって、形式的な枠におさまりがちな現在の選挙報道を変え、新しい報道スタイルを作ることにつながるであろう。とりわけ地方選挙においては、具体的な事柄を通して候補者の顔が見えることが、政治と有権者（読者）との距離を近づけ、本来一番身近なはずの地域の政治に関心を持ってもらえ一助にもなりえよう。

※選挙制度の追加解説が、神奈川新聞ウェブサイト(カナロコ)の連載・企画の項「論説」で読めます。

「論説・特報」へのご意見、ご感想をお寄せください

ファクス=045(227)0153=か電子メール=houdo@kanagawa-np.co.jp=で神奈川新聞報道部まで。



何歳からでも筋肉成分

- Q 市毛さんが「ロコモア」を始めたきっかけは？
- A 歩みに自信が欲しくて。何歳になっても自分の力で歩み続けたいなって。

山登りを始めて28年、いつまでもしっかり歩みたいと感じています。でも歩みに大切な「筋肉成分」と「軟骨成分」は年齢とともに減ってしまうんですよ。補えるものがあれば助けてほしいなど。

60代、70代、80代の「ロコモア」

強い歩みに
筋肉成分
X
ヘルスな歩みに



中判日かとか近調 声は。接 感(対)



元ハンセン病患者も支給... 21 20 2 18 14 16 19 20・21



虚実ないまぜの情報... 虚実ないまぜの情報... 虚実ないまぜの情報...

神奈川新聞 THE KANAGAWA 新

2019年[令和元年]

5月19日[日]

赤口

©神奈川新聞社 27574号... 〒231-8445 横浜市中区太田町2-23

ISABELA... スペイン料理・イサベラ... since 1969... TEL 045-651-9026

さよの天気... 東の風日中南東の風、曇り... 最低気温 23 18 20... 最高気温 24 24 24

Yamate 花々の彩り... 「苦手の幾何学」... 亀田佐紀子 (川崎市川崎区)

決算未議決が常態化

衆院で近年、決算が議決されない「異常事態」が常態化している。国の支出を厳しく点検するの憲法が定めた国会の重要な役割だが、2016年度決算の議決は積み残しにされたまま。今国会では17年度決算とともに16年度決算が審議されることとなったが、採決までの日程が確保できるかは不透明で、抜本的な改善の兆しは見えない。(川口 肇)

衆院16年度分積み残し

衆院で近年、決算が議決されない「異常事態」が常態化している。国の支出を厳しく点検するの憲法が定めた国会の重要な役割だが、2016年度決算の議決は積み残しにされたまま。今国会では17年度決算とともに16年度決算が審議されることとなったが、採決までの日程が確保できるかは不透明で、抜本的な改善の兆しは見えない。(川口 肇)

今年国会審議も改善見通せず

「数年たってもどうやって決算を予算に生かすのか。憲法に書いてある決算審査の意義を踏みにじっていないか」。13日に開かれた決算行政監視委員、立憲民主党の青柳陽一郎氏(6区)が声を張り上げた。憲法90条は一国の収入支出の決算はすべて毎年会計検査院が検査し、内閣は次の年度に検査報告とともに国会に提出しなけ



2016、17年度決算を審議する衆院決算行政監視委員会＝13日午前

り総括質疑では首相も出席するため、野党議員の一人は「昨年審議が進まなかったのは、森友学園問題などを追及されたくなかったからでは」。一方、自民党議員は「首相が出席するとテレビを意識した野党議員がともに決算を取り上げない」と不満を募らせ、隔たりがある。

13日の審議では、予算額よりも実際の支出額が大きく膨らんだ実態が明らかになる一幕もあった。毎年4月に首相が開催する「桜を見る会」の開催経費だ。共産党議員が取り上げ、13、19年度の予算額は毎年度約1700万円ながら、支出額は16、17年度は4千万円を上回り、18年度には約5200万円まで膨れ上がっていた。県内からは国民民主党の後藤祐一氏(比例関東東)が、16年秋に生まれた禊正予算の妥当性をだし、日本維新の会の串田誠一氏(同)も質問に立った。

決算行政監視委員の次回開会予定日は20日だが、参院選を目前に控え、野党からの追及を避けたい与党側の思惑もあり、6月26日までの会期未定に採決できるかは見通せない。野党筆頭理事の青柳氏は「国会が国の支出をチェックするのは当たり前で、決算を積み残すなんて地方議会や企業ではあり得ない。政府・与党にはしっかりと審議環境をつくってもらいたい」と訴す。

関係者によると、日米は今年月中旬までに、来日するトランプ氏と首相が27日に

共同声明見送りへ

米大統領 来日 貿易、北朝鮮で隔たり

日米両政府は、安倍晋三首相が今年下旬に来日するトランプ米大統領と会談する際、共同声明の発表を見送る方向で検討に入った。複数の日本政府関係者が18日明らかにした。貿易交渉と北朝鮮対応で日米の立場に隔たりがあるため、文書による対外発信にこだわらなければならないとの判断に傾いた。2014年にバマ米大統領(当時)が国賓として来日した際、日米は沖縄県・尖閣諸島に関する米国の防衛義務を明記した共同声明を出している。令和時代の初の国賓として招くトランプ氏との間で共同声明を打ち出さない今回の対応は、首相が単独主義的なトランプ氏との関係に苦慮している印象を与えそう

関内苑 045 (261) 2040

電子版... 本紙のお供に... きよの歴史... 富山県出身。12年に初土俵を踏んだ。12年に初土俵を踏んだ。12年に初土俵を踏んだ...